

インターネット利用並びに情報発信・情報管理に関わる校内規定

鹿屋市立吾平小学校

1 目的

この規定は、本校の教育活動をより効果的に行うために、インターネット上の情報発信の在り方を示すとともに、児童及び教師並びに保護者の人権を尊重し、安全でかつ有効なコンピュータ利用ができるようコンピュータを使用する際の個人情報の発信や管理について定める。

2 規定の作成者

本校のコンピュータに関わる情報の管理についての校内規定は、校長が定めるものとする。

3 情報の発信・管理について

- (1) インターネットの利用の適正化を図るために、校長は「ホームページ管理者」を本校職員の中から置く。
- (2) 各ページの作成は全職員で分担して行う。
- (3) ホームページ管理者は、学校のホームページの管理・発信を行う。作成したホームページを教育委員会の定めるサーバへ送る。
- (4) 学校から発信するホームページの内容は、事前に校長の確認をとる。
- (5) 学校宛の電子メールは、校長に報告する。また、個人宛の電子メールは個人に伝達する。
- (6) 児童の利用方法や利用時間等については、随時、職員間で共通理解を図り、定める。

4 インターネット利用上の配慮事項

(1) 児童の利用に関する指導内容

インターネットの利用においては、必ず職員の指導のもとで行い、情報モラルやマナー情報発信者および受信者としての自覚と責任等について、次のことを具体的に指導する。

- ① 他人を誹謗・中傷したり、不適切な表現をしたりしない。
- ② 他人を誹謗・中傷しているととらえられるも見ない。
- ③ 個人情報を掲載しない。

(2) 個人情報の保護

インターネットを利用して、学校行事、児童の作品・活動状況等を発信する場合は、児童の人権を尊重し、その安全を確保する観点から、個人情報の保護には細心の注意と配慮を必要とする。

- ① 児童の作品等をホームページに掲載する場合は、本人及び保護者に掲載の趣旨を説明し、承諾を得る。
- ② 児童の写真を掲載する場合は、集合写真とするなど個人が特定できないように配慮

する。やむを得ず個人が特定できる写真を掲載する場合には、その写真を本人及び保護者に掲載の趣旨を説明し、承諾を得た上で掲載する。

- ③ 児童の作品の掲載においては、原則として個人情報を掲載しない。ただし、記載の目的から個人情報を掲載する必要がある場合の氏名については、フルネームでの表記をしない。
- ④ 国籍、本籍、住所、電話番号、生年月日、家族構成等、児童のプライバシーに関する情報は、いかなる場合でも掲載しない。

(3) 著作権等の遵守

インターネットを利用する場合には、著作権（他人の出版物、映像、絵画、音楽等）や意匠権等の知的所有権、肖像権、その他の権利の保護に努めるとともに、権利の侵害が行われることのないよう、適正な管理を必要とする。

- ① インターネット上の文章や写真等を無断で掲載・配布しない。
- ② 書籍、雑誌、新聞等の記事や写真を無断で掲載・配布しない。
- ③ 芸能人や著名人の写真、キャラクターの画像データを無断で掲載・配布しない。

(4) 有害情報への対応

インターネットには、児童の健全な成長に好ましくない違法・有害な情報が存在しているので、情報モラルの向上、指導に努める必要がある。

- ① 有害情報への対応は、学校での指導だけでなく、家庭への積極的な啓発活動をし、家庭・地域との連携を図る。
- ② 違法・有害な情報へ接続できないように、フィルタリングソフトを活用するなど具体的に対処する。

5 ホームページの作成について

(1) 本校のホームページ公開の目的

- ① 本校の特色や校内での児童の活動の様子を広く一般に紹介する。
- ② 学校の学校行事の内容や予定を保護者並びに地域住民に公開し、教育活動の理解、協力を得る。

(2) ホームページの内容

校長は、インターネット利用に関する校内組織を設け、掲載情報を確認する。

- ① 法令及び公序良俗に反する内容
- ② 営利を目的とする内容
- ③ 著作権その他の権利を侵害する内容
- ④ 他人を誹謗・中傷、不適切な表現などの内容
- ⑤ 学校から不特定多数に対して発信する情報として不適切と判断する内容

(3) ホームページ等の発信行為に関する内容

教職員及び児童は、公的な機関を代表した教育目的での情報発信であることを十分認識してホームページを作成・記載することとし、すべての掲載情報については校長の承

認を得る。

① 本人もしくは保護者から、発信内容の訂正や取り消しの要望を受けた場合は、速やかに発信内容を変更する。

② 教育委員会やその他の組織や団体、または個人から、発信内容に関する指摘を受けた場合は、速やかに校内で協議し、適切な処置をとる。

(4) 職員の私的なホームページ等の内容

職員は、個人又は私的組織として開設するホームページ上では、公的な名称を使用したり、又は公的なホームページと誤解されるようなホームページを作成・開設したりしてはならない。

特に、教職員が自己の研究成果等を私的なホームページにおいて発表する場合には、職務又は職務上の地位で知り得た児童に関する個人情報等や信用失墜行為にあたる情報を掲載してはならない。

SNSでの学校内情報の発信は、基本的に行わない。学校長が必要と判断する場合においてのみ発信できる。

6 発信内容の公開

児童もしくは保護者に対して、本校がインターネット上に発信している内容を常に公開することに努める。

7 校内規定の変更

この校内規定は、全職員で協議し、よりよい情報管理と発信ができるよう常に検討を加えるものとする。

8 その他

本校は、鹿児島県教育情報通信ネットワークシステム管理要綱第11条により、定められた利用規定に従うものとする。

平成 年 月 日

様

吾平町立吾平小学校
校長 ○○ ○○

インターネットでの作品の公開について

このことについて、学習成果発表の一環として、作品を公開したいと存じますので、ご承諾下さるようお願いいたします。

記

- 1 作品制作者 ○○○○○○○○
- 2 作品名 ○○○○○○○○○
- 3 公開の目的 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

----- キ ----- リ ----- ト ----- リ ----- 線 -----

平成 年 月 日

承 諾 書

インターネットで公開する作品名 ()
上記の作品を公開することを承諾いたします。

吾平小学校校長殿

児童氏名

保護者氏名 印

平成 年 月 日

様

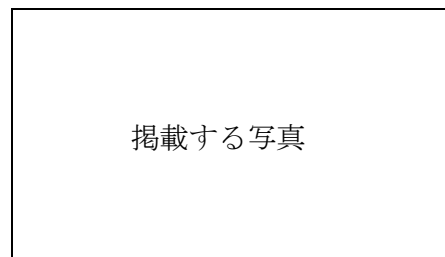
吾平町立吾平小学校
校長 ○○ ○○

インターネットでの写真の公開について

このことについて、学校の行事の紹介の中で、写真を公開したいと存じますので、ご承諾下さるようお願いいたします。

記

- 1 行事名 ○○○○○○○○○○○○
- 2 公開の目的 ○○○○○○○○○○○○○○○○



----- キ ----- リ ----- ト ----- リ ----- 線 -----

平成 年 月 日

承 諾 書

学校の行事の紹介の中で、写真を公開することを承諾いたします。

吾平小学校校長殿

児童氏名

保護者氏名 印